

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 26 京都府	(2)市町村区分 103 京都市左京区	(3)所轄庁区分 26100	(4)法人番号 3130005014161	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 育空会					
(8)主たる事務所の住所 京都府		京都市左京区	吉田中阿邊町39番地16		
(9)主たる事務所の電話番号 075-708-6281		(10)主たる事務所のFAX番号 075-708-6182		(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ http://www1a.biglobe.ne.jp/aozora-hoiku/en/					
(15)法人の設立認可年月日 平成27年1月21日			(14)法人のメールアドレス aozora@kve.biglobe.ne.jp		
(16)法人の設立登記年月日 平成27年1月22日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	61,890
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業				
金樹 純子	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
幼稚園 園長				
藤田 寿男	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	0
幼稚園 園長				
近藤 隆子	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
元幼稚園 園長				
山下 道明	R6.6.22 ~ R7.6	2 無	2 無	1
学校法人 学院理事				
黒坂結米	R6.6.22 ~ R7.6	2 無	2 無	1
眞鍮宗 長老 住職				
眞田寛子	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
社会福祉法人 理事長				
宮村定男	R3.6.26 ~ R7.6	2 無	2 無	1
会社員				

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	175,355	1 特例有
----------	---	----------	---	--------------------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態
稲葉由貴子	1 理事長 R5.6.24 ~ R7.6	平成27年1月22日	1 常勤	令和5年6月24日 育空会 理事長	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無
稲葉 正行	2 業務執行理事 R5.6.24 ~ R7.6		1 常勤	令和5年6月24日 あおぞら保育園 園長	1 有	2 理事報酬のみ支給
河野 佑宣	3 その他理事 R5.6.24 ~ R7.6		3 施設の管理者	令和5年6月24日 弁護士	1 有	1 理事報酬及び職員給料ともに支給
小林 義夫	3 その他理事 R5.6.24 ~ R7.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給
蜀西 友子	3 その他理事 R5.6.24 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月24日 音楽大学特任講師	2 無	2 理事報酬のみ支給
鶴丸 月子	3 その他理事 R5.6.24 ~ R7.6		2 非常勤	令和5年6月24日 高等学校非常勤講師	2 無	2 理事報酬のみ支給

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	61,890
----------	---	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
戸津川 聖徳	保育園 園長 R5.6.24 ~ R7.6	2 無	令和5年6月24日
西川 和男	会社員 R5.6.24 ~ R7.6	3 社会福祉事業に識見を有する者 (その他)	3
		2 無	令和5年6月24日
		6 財務管理に識見を有する者 (その他)	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名 (監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額 (円)
-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	--------------------------------------	-----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	(2)施設・事業所職員の人数
①常勤専従者の実数	①常勤専従者の実数
0	13
②常勤兼務者の実数	②常勤兼務者の実数
0	7
常勤換算数	常勤換算数
0.0	1.0
③非常勤者の実数	③非常勤者の実数
0	6
常勤換算数	常勤換算数
0.0	1.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	
令和6年6月22日	5 1	・令和5年度事業報告及び計算書類の承認の件 ・評議員の退任及び公認の評議員の選任の件

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和6年6月1日	5	2	令和5年度事業報告及び計算書類の承認に関する件・評議員候補者選任の件・評議員・解任委員の選任
令和7年3月8日	6	2	令和6年度補正予算の承認・令和7年度当初予算の承認

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	戸澤川 藍徳 西川 和男
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無し
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無し

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称							
		③事業所の所在地	④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
ア 建設費		(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)		ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕		(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)		(イ) 修繕費合計額(円)				
001	あおぞら保育園拠点区分	02091201	保育所		あおぞら保育園							
		京都府	京都市左京区	吉田中阿達町39番地16		3 自己所有	3 自己所有	平成28年4月1日		90	846	
		ア建設費		平成28年3月14日		78,491,990		141,142,000		0	219,633,990	596,720
		イ大規模修繕		00000001		本部経理区分		本部会計				
001	あおぞら保育園拠点区分	京都府	京都市左京区	吉田中阿達町39番地16		3 自己所有	3 自己所有	平成28年4月1日		0	0	
		ア建設費								0		
		イ大規模修繕										

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況			⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1修繕年月日(1回目)	(ア) - 2修繕年月日(2回目)	(ア) - 3修繕年月日(3回目)	(ア) - 4修繕年月日(4回目)	(ア) - 5修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況		⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)		
⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ワ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

特になし

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

法人単位資金収支計算書

(自) 令和6年4月1日 (至) 令和7年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	100,760,000	101,318,996	△ 558,996	
	受取利息配当金収入	10,000	52,853	△ 42,853	
	その他の収入	770,000	789,572	△ 19,572	
	事業活動収入計 (1)	101,540,000	102,161,421	△ 621,421	
	支出				
	人件費支出	56,680,000	55,659,096	1,020,904	
	事業費支出	7,810,000	7,211,230	598,770	
	事務費支出	15,465,000	14,965,605	499,395	
	支払利息支出	1,500,000	1,498,504	1,496	
	その他の支出	1,000,000	967,768	32,232	
	事業活動支出計 (2)	82,455,000	80,302,203	2,152,797	
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	19,085,000	21,859,218	△ 2,774,218	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	1,148,000	2,017,535	△ 869,535	
	施設整備等収入計 (4)	1,148,000	2,017,535	△ 869,535	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	10,764,000	10,764,000	0	
	固定資産取得支出	1,134,000	1,133,000	1,000	
	施設整備等支出計 (5)	11,898,000	11,897,000	1,000	
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△ 10,750,000	△ 9,879,465	△ 870,535	
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
	積立資産支出	8,000,000	11,500,000	△ 3,500,000	
	その他の活動支出計 (8)	8,000,000	11,500,000	△ 3,500,000	
	その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	△ 8,000,000	△ 11,500,000	3,500,000	
予備費支出 (10)		0	—	0	
		0			
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)		335,000	479,753	△ 144,753	

前期末支払資金残高 (12)	22,796,417	22,796,417	0
当期末支払資金残高 (11) + (12)	23,131,417	23,276,170	△ 144,753

あおぞら保育園拠点区分 資金収支計算書

(自) 令和6年4月1日 (至) 令和7年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
事業収入	保育事業収入	100,760,000	101,318,996	△ 558,996	
	委託費収入	92,600,000	93,867,770	△ 1,267,770	
	利用者等利用料収入	4,520,000	4,435,426	84,574	
	利用者等利用料収入（公費）	20,000	0	20,000	
	利用者等利用料収入（一般）	4,500,000	4,435,426	64,574	
	その他の事業収入	3,640,000	3,015,800	624,200	
	補助金事業収入（公費）	3,640,000	2,464,835	1,175,165	
	補助金事業収入（一般）	0	550,965	△ 550,965	
	受取利息配当金収入	10,000	52,853	△ 42,853	
	その他の収入	770,000	789,572	△ 19,572	
	利用者等外給食費収入	760,000	753,800	6,200	
	雑収入	10,000	35,772	△ 25,772	
	事業活動収入計 (1)	101,540,000	102,161,421	△ 621,421	
事業活動に要する支出	人件費支出	56,680,000	55,659,096	1,020,904	
	役員報酬支出	220,000	206,300	13,700	
	職員給料支出	30,750,000	30,729,527	20,473	
	職員賞与支出	11,490,000	10,988,000	502,000	
	非常勤職員給与支出	4,780,000	4,468,795	311,205	
	派遣職員費支出	1,740,000	1,690,285	49,715	
	退職給付支出	1,050,000	1,034,368	15,632	
	法定福利費支出	6,650,000	6,541,821	108,179	
	事業費支出	7,810,000	7,211,230	598,770	
	給食費支出	4,050,000	3,931,401	118,599	
	保健衛生費支出	250,000	219,633	30,367	
	保育材料費支出	450,000	290,978	159,022	
	水道光熱費支出	1,520,000	1,494,558	25,442	
	消耗器具備品費支出	300,000	126,000	174,000	
	保険料支出	30,000	23,360	6,640	
	賃借料支出	1,200,000	1,125,300	74,700	
	雑支出	10,000	0	10,000	
	事務費支出	15,465,000	14,965,605	499,395	
	福利厚生費支出	120,000	92,696	27,304	
	旅費交通費支出	20,000	9,480	10,520	
	研修研究費支出	100,000	40,500	59,500	
	事務消耗品費支出	300,000	229,164	70,836	
	印刷製本費支出	50,000	33,836	16,164	
	水道光熱費支出	170,000	166,061	3,939	
	修繕費支出	200,000	76,120	123,880	
	通信運搬費支出	240,000	194,248	45,752	
	会議費支出	100,000	97,190	2,810	
	業務委託費支出	12,400,000	12,341,340	58,660	
	手数料支出	130,000	121,682	8,318	
	保険料支出	240,000	236,720	3,280	
	賃借料支出	300,000	302,962	△ 2,962	
	租税公課支出	5,000	0	5,000	
	保守料支出	300,000	288,750	11,250	
	渉外費支出	40,000	39,131	869	
	諸会費支出	450,000	410,440	39,560	
	雑支出	300,000	285,285	14,715	
	支払利息支出	1,500,000	1,498,504	1,496	
	その他の支出	1,000,000	967,768	32,232	
	利用者等外給食費支出	1,000,000	967,768	32,232	
	事業活動支出計 (2)	82,455,000	80,302,203	2,152,797	
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	19,085,000	21,859,218	△ 2,774,218	

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)	差異 (A) - (B)	備考
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	1,148,000	2,017,535	△ 869,535
		施設整備等補助金収入	0	870,035	△ 870,035
		設備資金借入金元金償還補助金収入	1,148,000	1,147,500	500
		施設整備等収入計 (4)	1,148,000	2,017,535	△ 869,535
	支出	設備資金借入金元金償還支出	10,764,000	10,764,000	0
		固定資産取得支出	1,134,000	1,133,000	1,000
		器具及び備品取得支出	1,134,000	1,133,000	1,000
		施設整備等支出計 (5)	11,898,000	11,897,000	1,000
	施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)		△ 10,750,000	△ 9,879,465	△ 870,535
その他の活動による収支	収入				
		その他の活動収入計 (7)	0	0	0
	支出	積立資産支出	8,000,000	11,500,000	△ 3,500,000
		人件費積立資産支出	4,000,000	6,500,000	△ 2,500,000
		施設・設備整備積立資産支出	4,000,000	5,000,000	△ 1,000,000
	その他の活動支出計 (8)		8,000,000	11,500,000	△ 3,500,000
		その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	△ 8,000,000	△ 11,500,000	3,500,000
	予備費支出 (10)		0	—	0
			0		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)		335,000	479,753	△ 144,753	
前期末支払資金残高 (12)		22,796,417	22,796,417	0	
当期末支払資金残高 (11) + (12)		23,131,417	23,276,170	△ 144,753	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和6年4月1日 （至）令和7年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

（単位：円）

勘定科目			当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	101,318,996	105,764,507	△ 4,445,511
		サービス活動収益計 (1)	101,318,996	105,764,507	△ 4,445,511
	費用	人件費	55,659,096	60,026,925	△ 4,367,829
		事業費	7,211,230	8,122,286	△ 911,056
		事務費	14,965,605	14,388,476	577,129
		減価償却費	8,543,320	9,428,304	△ 884,984
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 5,387,757	△ 5,370,714	△ 17,043
		サービス活動費用計 (2)	80,991,494	86,595,277	△ 5,603,783
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	20,327,502	19,169,230	1,158,272	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	52,853	1,164	51,689
		その他のサービス活動外収益	789,572	716,691	72,881
		サービス活動外収益計 (4)	842,425	717,855	124,570
	費用	支払利息	1,498,504	1,337,201	161,303
		その他のサービス活動外費用	967,768	984,665	△ 16,897
		サービス活動外費用計 (5)	2,466,272	2,321,866	144,406
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	△ 1,623,847	△ 1,604,011	△ 19,836	
経常増減差額 (7) = (3) + (6)			18,703,655	17,565,219	1,138,436
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	2,017,535	1,147,500	870,035
		特別収益計 (8)	2,017,535	1,147,500	870,035
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	870,035	0	870,035
		特別費用計 (9)	870,035	0	870,035
		特別増減差額 (10) = (8) - (9)	1,147,500	1,147,500	0
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)			19,851,155	18,712,719	1,138,436
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額 (12)	57,329,246	52,116,527	5,212,719
		当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	77,180,401	70,829,246	6,351,155
		基本金取崩額 (14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0
		その他の積立金積立額 (16)	11,500,000	13,500,000	△ 2,000,000
次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)			65,680,401	57,329,246	8,351,155

第二号第四様式（第二十三条第四項関係）

あおぞら保育園拠点区分 事業活動計算書

（自）令和6年4月1日 （至）令和7年3月31日

法人名：社会福祉法人青空会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サ 益	保育事業収益	101,318,996	105,764,507	△ 4,445,511
	委託費収益	93,867,770	95,817,290	△ 1,949,520
	利用者等利用料収益	4,435,426	4,753,903	△ 318,477
	利用者等利用料収益（公費）	0	15,563	△ 15,563
	利用者等利用料収益（一般）	4,435,426	4,738,340	△ 302,914
	その他の事業収益	3,015,800	5,193,314	△ 2,177,514
	補助金事業収益（公費）	2,464,835	5,193,314	△ 2,728,479
	補助金事業収益（一般）	550,965	0	550,965
	サービス活動収益計 (1)	101,318,996	105,764,507	△ 4,445,511
ビ ス 活 動 増 減 の 部	人件費	55,659,096	60,026,925	△ 4,367,829
	役員報酬	206,300	299,135	△ 92,835
	職員給料	30,729,527	30,937,466	△ 207,939
	職員賞与	10,988,000	11,218,500	△ 230,500
	非常勤職員給与	4,468,795	7,612,860	△ 3,144,065
	派遣職員費	1,690,285	1,504,305	185,980
	退職給付費用	1,034,368	1,117,550	△ 83,182
	法定福利費	6,541,821	7,337,109	△ 795,288
	事業費	7,211,230	8,122,286	△ 911,056
	給食費	3,931,401	3,919,990	11,411
	保健衛生費	219,633	285,279	△ 65,646
	保育材料費	290,978	448,982	△ 158,004
	水道光熱費	1,494,558	1,385,365	109,193
	消耗器具備品費	126,000	805,460	△ 679,460
	保険料	23,360	28,160	△ 4,800
	賃借料	1,125,300	1,249,050	△ 123,750
	事務費	14,965,605	14,388,476	577,129
	福利厚生費	92,696	43,868	48,828
	旅費交通費	9,480	16,000	△ 6,520
	研修研究費	40,500	76,000	△ 35,500
	事務消耗品費	229,164	275,907	△ 46,743
	印刷製本費	33,836	39,415	△ 5,579
	水道光熱費	166,061	153,929	12,132
	修繕費	76,120	273,691	△ 197,571
	通信運搬費	194,248	214,267	△ 20,019
	会議費	97,190	41,085	56,105
	業務委託費	12,341,340	11,872,368	468,972
	手数料	121,682	124,228	△ 2,546
	保険料	236,720	237,700	△ 980
	賃借料	302,962	279,312	23,650
	租税公課	0	1,412	△ 1,412
	保守料	288,750	288,750	0
	渉外費	39,131	36,991	2,140
	諸会費	410,440	410,000	440
	雑費	285,285	3,553	281,732
	減価償却費	8,543,320	9,428,304	△ 884,984
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 5,387,757	△ 5,370,714	△ 17,043
	サービス活動費用計 (2)	80,991,494	86,595,277	△ 5,603,783
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	20,327,502	19,169,230	1,158,272

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	52,853	1,164	51,689
		その他のサービス活動外収益	789,572	716,691	72,881
		利用者等外給食収益	753,800	708,550	45,250
		雑収益	35,772	8,141	27,631
	サービス活動外収益計 (4)		842,425	717,855	124,570
	費用	支払利息	1,498,504	1,337,201	161,303
		その他のサービス活動外費用	967,768	984,665	△ 16,897
		利用者等外給食費	967,768	984,665	△ 16,897
		サービス活動外費用計 (5)	2,466,272	2,321,866	144,406
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)		△ 1,623,847	△ 1,604,011	△ 19,836
経常増減差額 (7) = (3) + (6)		18,703,655	17,565,219	1,138,436	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	2,017,535	1,147,500	870,035
		施設整備等補助金収益	870,035	0	870,035
		設備資金借入金元金償還補助金収益	1,147,500	1,147,500	0
		特別収益計 (8)	2,017,535	1,147,500	870,035
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	870,035	0	870,035
		特別費用計 (9)	870,035	0	870,035
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)		1,147,500	1,147,500	0
当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)		19,851,155	18,712,719	1,138,436	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)		57,329,246	52,116,527	5,212,719
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)		77,180,401	70,829,246	6,351,155
	基本金取崩額 (14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)		0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)		11,500,000	13,500,000	△ 2,000,000
	人件費積立金積立額		6,500,000	8,500,000	△ 2,000,000
	施設整備等積立金積立額		5,000,000	5,000,000	0
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)		65,680,401	57,329,246	8,351,155

法人単位貸借対照表
令和7年3月31日現在

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	27,567,418	27,821,130	△ 253,712	流動負債	14,227,248	15,788,713	△ 1,561,465
現金預金	17,711,633	21,516,969	△ 3,805,336	事業未払金	3,372,836	3,059,477	313,359
事業未収金	8,161,600	4,110,163	4,051,437	1年以内返済予定設備資金借入金	9,936,000	10,764,000	△ 828,000
未収補助金	1,694,185	2,062,918	△ 368,733	預り金	0	5,105	△ 5,105
前払費用	0	131,080	△ 131,080	職員預り金	918,412	1,960,131	△ 1,041,719
固定資産	515,794,714	511,705,034	4,089,680	固定負債	198,640,000	208,576,000	△ 9,936,000
基本財産	435,991,490	442,779,696	△ 6,788,206	設備資金借入金	198,640,000	208,576,000	△ 9,936,000
土地	298,000,000	298,000,000	0	負債の部合計	212,867,248	224,364,713	△ 11,497,465
建物	137,991,490	144,779,696	△ 6,788,206	純資産の部			
その他の固定資産	79,803,224	68,925,338	10,877,886	基本金	100,000,000	100,000,000	0
構築物	7,821,672	9,160,530	△ 1,338,858	国庫補助金等特別積立金	94,814,483	99,332,205	△ 4,517,722
器具及び備品	1,480,715	676,060	804,655	その他の積立金	70,000,000	58,500,000	11,500,000
権利	490,837	578,748	△ 87,911	人件費積立金	22,000,000	15,500,000	6,500,000
出資金	10,000	10,000	0	修繕積立金	7,000,000	7,000,000	0
人件費積立資産	22,000,000	15,500,000	6,500,000	備品等購入積立金	8,000,000	8,000,000	0
修繕積立資産	7,000,000	7,000,000	0	施設・設備整備積立金	33,000,000	28,000,000	5,000,000
備品等購入積立資産	8,000,000	8,000,000	0	次期繰越活動増減差額	65,680,401	57,329,246	8,351,155
施設・設備整備積立資産	33,000,000	28,000,000	5,000,000	(うち当期活動増減差額)	19,851,155	18,712,719	1,138,436
				純資産の部合計	330,494,884	315,161,451	15,333,433
資産の部合計	543,362,132	539,526,164	3,835,968	負債及び純資産の部合計	543,362,132	539,526,164	3,835,968

あおぞら保育園拠点区分 貸借対照表
令和7年3月31日現在

法人名：社会福祉法人青空会

(単位：円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	27,567,418	27,821,130	△ 253,712	流動負債	14,227,248	15,788,713	△ 1,561,465
現金預金	17,711,633	21,516,969	△ 3,805,336	事業未払金	3,372,836	3,059,477	313,359
事業未収金	8,161,600	4,110,163	4,051,437	1年以内返済予定設備資金借入金	9,936,000	10,764,000	△ 828,000
未収補助金	1,694,185	2,062,918	△ 368,733	預り金	0	5,105	△ 5,105
前払費用	0	131,080	△ 131,080	職員預り金	918,412	1,960,131	△ 1,041,719
固定資産	515,794,714	511,705,034	4,089,680	固定負債	198,640,000	208,576,000	△ 9,936,000
基本財産	435,991,490	442,779,696	△ 6,788,206	設備資金借入金	198,640,000	208,576,000	△ 9,936,000
土地	298,000,000	298,000,000	0	負債の部合計	212,867,248	224,364,713	△ 11,497,465
建物	137,991,490	144,779,696	△ 6,788,206	純資産の部			
その他の固定資産	79,803,224	68,925,338	10,877,886	基本金	100,000,000	100,000,000	0
構築物	7,821,672	9,160,530	△ 1,338,858	国庫補助金等特別積立金	94,814,483	99,332,205	△ 4,517,722
器具及び備品	1,480,715	676,060	804,655	その他の積立金	70,000,000	58,500,000	11,500,000
権利	490,837	578,748	△ 87,911	人件費積立金	22,000,000	15,500,000	6,500,000
出資金	10,000	10,000	0	修繕積立金	7,000,000	7,000,000	0
人件費積立資産	22,000,000	15,500,000	6,500,000	備品等購入積立金	8,000,000	8,000,000	0
修繕積立資産	7,000,000	7,000,000	0	施設・設備整備積立金	33,000,000	28,000,000	5,000,000
備品等購入積立資産	8,000,000	8,000,000	0	次期繰越活動増減差額	65,680,401	57,329,246	8,351,155
施設・設備整備積立資産	33,000,000	28,000,000	5,000,000	(うち当期活動増減差額)	19,851,155	18,712,719	1,138,436
				純資産の部合計	330,494,884	315,161,451	15,333,433
資産の部合計	543,362,132	539,526,164	3,835,968	負債及び純資産の部合計	543,362,132	539,526,164	3,835,968

定 款

社会福祉法人 青空会

社会福祉法人青空会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

保育所 あおぞら保育園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人青空会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都市左京区吉田中阿達町39番地16に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名以上の合計3名以上で構成する。ただし、外部委員を2名以上とする場合は、職員1名を置かないことができる。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人当たりの各年度の総額が3万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長

が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第23条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状

況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 京都市左京区吉田中阿達町39番地16所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建保育所あおぞら保育園園舎 一棟（1階333.91㎡、2階262.81㎡）

(2) 京都市左京区吉田中阿達町39番16所在の保育所あおぞら保育園敷地
(976.82㎡)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、京都市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、京都市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、法人事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を法人事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、京都市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を京都市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人青空会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	稲葉	由貴子
理事	稲葉	正行
理事	河野	佑宜
理事	葛西	友子
理事	鶴丸	月子
理事	小林	義夫
監事	戸津川	聖信
監事	西川	和男

- 2 第5条で定める評議員の定数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、「4名以上」とする。

- 3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人青空会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（役員に対する報酬の総額）

第3条 役員に対する報酬の総額は年間 400,000 円以内とする。

（各役員に対する報酬の支給基準）

第4条 報酬は、理事会、監事監査等への出席につき日額 10,000 円（源泉所得税等控除後）とする。

（評議員に対する報酬の総額）

第5条 評議員に対する報酬は、定款第8条に基づき1人当たり年間 30,000 円以内とする。

（各評議員に対する報酬の支給基準）

第6条 報酬は、評議員会への出席につき日額 10,000 円（源泉所得税等控除後）とする。

（報酬以外の費用支給）

第7条 役員等が、職務の遂行に当たって必要な費用を支出した場合には、当該費用を支給する。ただし、会議等への出席のための交通費は第4条及び第6条の報酬に含むものとする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。

ただし、社会福祉法改正に伴う現行定款施行日（平成29年4月1日）から定時評議員会開催日（平成29年6月24日）までの間に開催された理事会等についても、この規程を準用する。

令和7年度社会福祉法人青空会役員名簿

理事長

稲葉 正行

理事

稲葉 真耶

理事

河野 佑宜

理事

葛西 友子

理事

小林 義夫

理事

鶴丸 月子

監事

戸津川 聖信

監事

西川 和男

令和7年度社会福祉法人青空会評議員名簿

藤田寿男

近澤隆子

金樹純子

眞田寛子

宮村定男

黒坂堯栄

山下道明